

広島県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和八年四月二日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道佐木島線	三原市鷺浦町須波二六〇二番一地从から 三原市鷺浦町須波二六二二番五地先まで	令和八年三月一九日